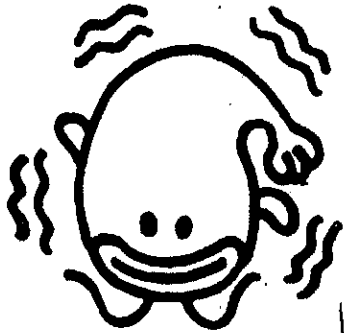


# 衣川台なまず通信

第6号



発行 衣川台自主防災部

発行日 2006年6月15日

## 防災訓練 6月25日(日)

朝9時30分頃サイレンがなります。聞いているだけであわてないで!!

9時40分頃、**【第1報の安否連絡をお願いします】**と言う放送が聞こえたら、グループリーダー宅へ、報告をお願いします。ひき続き南公園で模擬訓練を10.30~11.00まで行います。

ぜひ見に来てください!!

避難誘導班がサポートいたします

### 避難誘導班

避難誘導班は、災害が発生したとき避難経路の安全確保、安全迅速な誘導、要援助者の確認など、もしものときに対応できるような取り組みをしていきます。

#### ① 避難するときとは

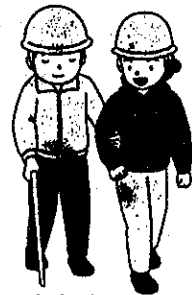
- ☆ 家屋の損壊などにより、自宅に留まることが危険なとき。
- ☆ 対策本部が勧めたとき。
- ☆ 関係機関の勧告、指示のあるとき。

#### ② 避難のため自宅を離れるときは

- ☆ ガス栓を閉め、電気器具のコンセントを抜き、ブレーカーを切ります。
- ☆ 安全な服装、荷物はリュックサックに入れて最小限にし、避難先、連絡方法(電話番号)などの安否情報を記載したものを、玄関先に掲示します。

#### ③ 避難は各組長の指示のもと、速やかに対策本部のある南公園に集合します。また、必要に応じて全員揃って、仰木の里東小学校への避難をします。

避難誘導班は、色々の状況のもとで住民の皆さんをサポートいたします。



## 備えのヒント

### 【阪神大震災の体験からあって助かった物】



災害が起こったとき、三日間は自力で生きられる備えが必要です。阪神大震災に遭った人達の声から、「そのとき」役にたった物をあげました。

- ☆ 夜の場合、まず明かりがいります。懐中電灯はすぐ取れるところに。
- ☆ ラジオは、情報を知るための必需品です。懐中電灯と一緒にした物が便利です。
- ☆ 水はペットボトルと、生活用の水（ポリタンク入りなど）。食べ物はそのまま食べられるもの。カセットコンロがあると便利です。
- ☆ こわいのは怪我！履き物・軍手を用意し、防寒着もわかるところに。
- ☆ ゴミ袋、小銭も役に立ちます。

非常事態のときは、自分のことは自分で責任を持つことが基本です。人任せでなく一人一人が、「我が家の備え」をしましょう。

## 防災ひと口メモ その4

### 「避難訓練」

火災が発生した場合を考えて、できるだけ広い場所に避難することが大切です。自宅の庭や空き地の場合、建物の高さの1.5倍以上離れる様にして下さい。日頃から、避難場所と、道筋を、家族で確認しておくといいでしょう。

### 【災害活動員募集！】

自分たちの大切な命や財産を守り、また災害に強い街づくりのため、たくさんの方の協力が必要です。是非ご一緒に活動しましょう。



## 地震体験車による揺れ体験会を開催 (震度2から7までの揺れを体験)

防災部事務局

衣川台自主防災部の18年度行事の一つとして、地震の際の揺れを参考にして頂くため、地震体験車による震動体験会を6月4日に開催し、111名のご参加をいただきました。

滋賀県に1台しかない地震体験車「ゆれゆれ号」を衣川台に派遣して頂き、震度2から7までの揺れを体験するとともに、その間の行動を消防署職員からご指導いただきました。

揺れ発生後の行動としては、特に

- 火の始末
- 「揺れが大きくなったら、テーブルの下に頭を抱えて隠れるように」との指導を受けました。

体験された方お二人に感想をお願いしました。

- 今回の体験ではテーブルが固定されていたので、何とか行動ができたと思いますが、テーブルや家具が固定されていない場合は、震度5以上では揺れと家具転倒や食器の壊れる音などで恐怖感がつのり、どうしたらよいか判らないのが実態ではないかと思いました。

とにかくわが身の安全を確保するために、家具などの倒壊を防ぐことが第一で、固定化などの対策を実行したいと思いました。

- 初めて体験した激しい「ゆれ」でした。

震度「5」ですでに予想外の強さ、「7」では片膝座りで倒れそうになり、ペタンと座りなおして両手で力いっぱい支えながら耐えました。

こんな時、果たして防火や出口の確保ができるでしょうか。

体験車を降りても体のゆれる感じが残り、想定される地震が無視できない身近な事柄に思えました。



# 住宅用火災警報器の設置義務について

日々の火災報道で、火事があれば大抵死者を伴っており、不安を感じます。実際、住宅火災による死者は増え続けており、特に65歳以上の高齢者の死者増が目立っています。この対策の決め手として、国の消防法および大津市の条例により

**新築住宅は 平成18年6月1日から**  
**既存住宅は 5年後の平成23年5月31日までに**  
の設置が義務付けられました。  
住宅用火災警報器の設置により死者は1/3以下に減少するといわれています。

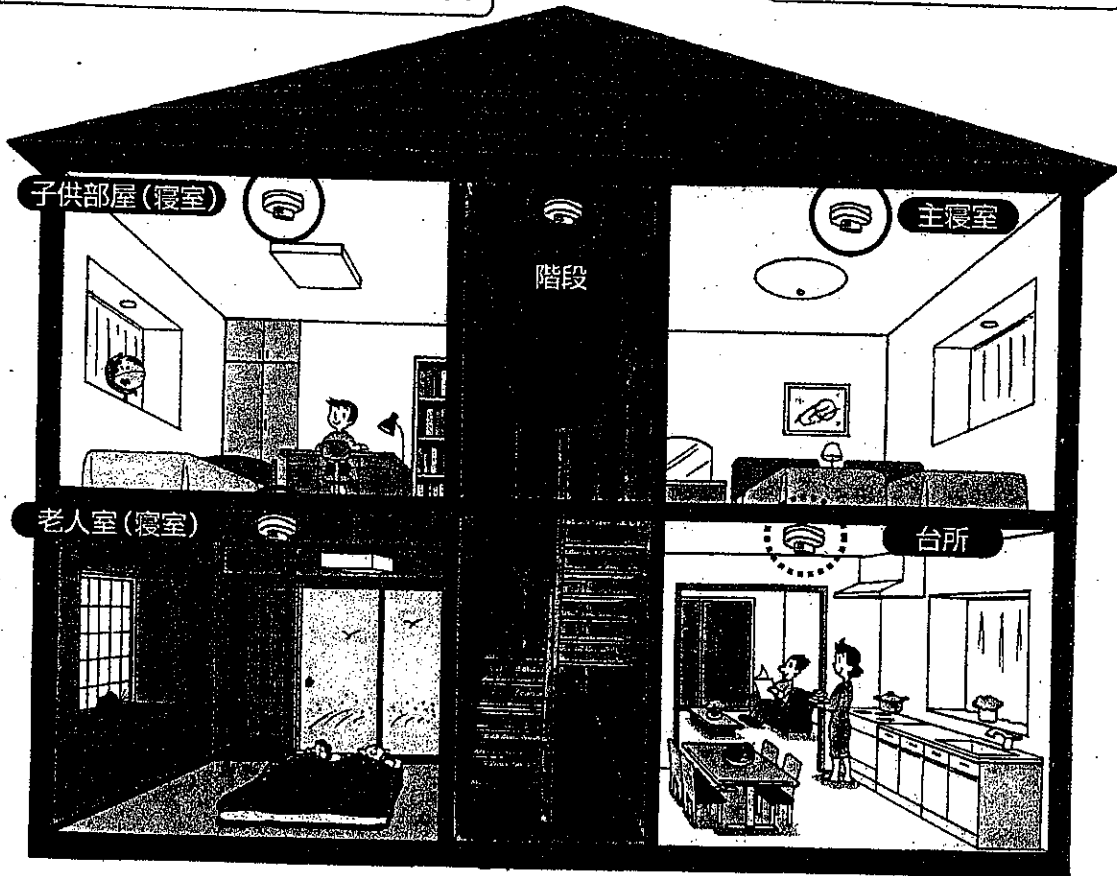
**「寝室」と「階段」には必ず取り付けなくてはなりません。**

## 寝室

普段の就寝に使う部屋に取り付けます。  
子供部屋や老人の居室なども、  
就寝に使われている場合は対象となります。

## 階段

寝室のある階の階段最上部に  
取り付けます。



上記イラストの設置例では警報器5個の設置であり、現在1個8,000円レベルなので4万円程度の費用がかかることとなりますが、上記法令施行に伴う、業界の量産化進行による低価格化や、行政の普及政策・補助制度への期待もあり得ます。

衣川台自主防災部としては上記により、**1年後**を目途に出来るだけ低価格による**斡旋**を行い、設置推進を図ります。

## 注意

- ・法令による義務化を利用した悪徳業者の警報器購入勧誘に乗らない。
- ・1000~5000円/個の海外製品(UL認証品)が市販されていますが、感度が良すぎるなどの問題があり、推奨できない。日本消防検定協会鑑定の「NSマーク」付が良い。